

エコアクション21

環境経営レポート

運用期間 令和 5年 7月 1日～令和 6年 6月 30日
令和 5年度版【第13版】



有限会社 天草環境開発

令和 6年 8月30日 発行

目 次

◆ 環境経営方針		1P
運用期間 令和5年7月1日～令和6年6月30日		
◆ 組織の概要		2P
◆ 実施体制		3P
◆ 認証、登録の範囲		
対象範囲・許可内容・料金		4P
運搬車両・受託した廃棄物処理量		5P
◆ 中期環境経営目標		6P
◆ 環境経営目標に対しての実績		7P
◆ 環境活動計画及び判定		8P
◆ 環境活動計評価及び次年度取組		9P
◆ 環境関連法規等の遵守		10P～11P
◆ 代表者評価		12P

環境経営方針

【 基本理念 】

天草環境開発は、地域との相互信頼を構築し、循環型社会形成の推進を通して持続可能な社会を目指して行きます。

故郷熊本の美しい環境を未来の子供たちに残すことが、天草環境開発にとって最も重要な社会的責任と認識し、誠実な態度を以て継続的に取り組みます。

【 行動指針 】

1. 環境関連法規及び自主管理基準の遵守
2. リサイクル及び省資源化活動(3R)の推進、廃棄物の発生抑制
3. 温室効果ガス排出の抑制(省エネ、節電)
4. 使用水量(総排水量)の抑制
5. 環境経営システムの継続的改善と環境教育及び訓練の徹底
6. 美化及び緑化活動の推進
7. 環境情報の発信

この環境基本方針は、社内外に公開し社会の為に働く全ての人々に周知徹底します。

制定日 2012年 7月 1日

改定日 2018年 10月 1日

有限会社 天草環境開発

代表取締役

永野 隆光

組織の概要

① 名称及び代表者名

事業所名 有限会社 天草環境開発

代表者名 永野 隆光

② 所在地(全組織)

天草本社 863-0032 熊本県天草市大田町10-16

熊本支店 862-0954 熊本県熊本市中央区神水1丁目5-7

天草駐車場 863-0004 熊本県天草市栢宇土町柳迫3

③ 環境管理責任者氏名及び連絡先

責任者 永野 隆光

連絡先 天草本社 TEL 0969-22-5748 FAX 0969-22-3606

熊本支店 TEL 096-340-0780 FAX 096-340-0787

mail amakan@coast.ocn.jp

④ 事業内容(全活動)

一般廃棄物収集運搬

産業廃棄物収集運搬

特別管理産業廃棄物収集運搬(感染性廃棄物)

介護用品販売

⑤ 設立年月日

昭和63年 7月 4日(西暦1988年)

事業年度 7月～6月

⑥ 事業規模

資本金 2500万円

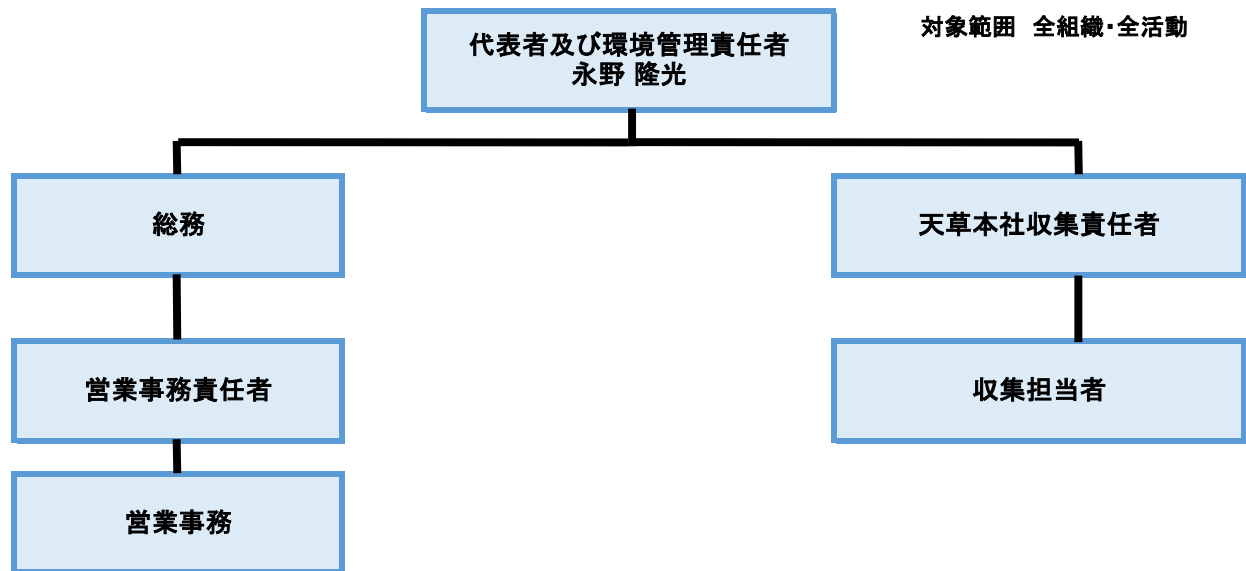
従業員数 15人(パート含む)

売上高 197百万円(5年度)

収集運搬部門 172百万円

物品・介護部門 25百万円

実施体制



所属（役職）	役割・責任・権限・使命
代表者 永野 隆光	・営業拡大 ・クレーム処理 ・新規顧客獲得
環境管理責任者 永野 隆光	・環境経営全般に関して責任と権限を持つ ・環境方針の策定 ・エコアクション21全体の評価、見直し
総務・営業事務責任者	・廃棄物の廃棄量管理及び集計 ・マニフェスト管理 ・エコアクション21文書及び記録の作成・維持・管理 ・節電・節水の促進 ・美化活動及び環境情報の発信
感染性廃棄物責任者 安全運転管理者	・全体の把握 ・エコアクション21ガイドラインに基づき環境経営システムを構築し運営する ・社員に対しエコアクション21への取組の周知及び教育 ・エコドライブ、安全運転の実施、車両整備の確認と管理
一般廃棄物責任者 安全運転管理者	・収集運搬計画及び管理 ・車両整備確認及び管理 ・エコドライブ、安全運転の実施 ・環境教育の徹底 ・リサイクル率の向上を図る
営業事務	・環境に配慮した物品の購入・販売・使用

認証及び登録の対象範囲

① 対象範囲 組織概要に示した全組織、全活動

② 許可内容

【一般廃棄物収集運搬業】

市町村	産業廃棄物の種類	許可年月日	有効年月日
天草市	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	令和6年4月1日	令和8年3月31日
苓北町	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物	令和5年9月20日	令和7年9月19日

【産業廃棄物収集運搬業】

特別管理産業廃棄物収集運搬業

県名	許可番号	産業廃棄物の種類	許可年月日	有効年月日
熊本県	第04350007760号	感染性産業廃棄物	令和5年9月1日	令和12年8月31日
福岡県	第04050007760号	感染性産業廃棄物	令和6年5月13日	令和13年5月12日

産業廃棄物収集運搬業

			許可品目																
県名	許可番号	許可年月日 及び 有効期間	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず／コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	動物の糞尿	動物の死体	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	動物系固形不要物
熊本県	第04300007760号	令和6年4月1日 令和13年3月31日	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
福岡県	第04000007760号	令和6年5月13日 令和13年5月12日						○	○							○	○	○	
宮崎県	第04504007760号	令和1年8月6日 令和6年8月5日						○	○							○	○	○	

※ 熊本県より許可されている金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類については水銀使用製品産業廃棄物の許可も付随している為、●にて表記。

③ 料金

取り扱う産業廃棄物の重量及び運行距離、性状等で値引きが可能な場合がありますので
その都度お見積り致します。

④ 運搬車両の種類

収集運搬許可車両一覧

	車体形状	車両登録番号	型式	積載量(kg)	寸法(D×W×H)	車種	許可項目	車検年月日
1	塵芥車	熊本800 す 87-61	KK-NRR35D4	2100	639×216×271	塵芥車	一廃・産廃	令和7年3月12日
2	塵芥車	熊本800 す 87-66	PKG-NPR75N	2750	649×214×224	塵芥車	一廃・産廃	令和6年9月21日
3	塵芥車	熊本800 せ 6-78	SDG-XZU700M	3100	578×207×260	塵芥車	一廃・産廃	令和6年11月16日
4	塵芥車	熊本800 せ 42-31	BDG-XZU304X	2000	521×186×219	塵芥車	一廃・産廃	令和6年11月19日
5	塵芥車	熊本800 せ 67-04	SKG-NMR85N	2800	530×188×260	塵芥車	一廃・産廃	令和6年11月19日
6	冷蔵冷凍車	熊本800 せ 38-37	BKG-NMR85AN	2000	503×189×276	特殊車	一廃・特管	令和7年6月15日
7	冷蔵冷凍車	熊本800 せ 55-34	BKG-XZU508	2000	506×190×282	特殊車	一廃・特管	令和7年4月13日
8	冷蔵冷凍車	熊本800 せ 58-56	BKG-XZU508	2000	514×187×275	特殊車	一廃・産廃・特管	令和6年9月7日
9	冷蔵冷凍車	熊本800 せ 58-57	TPG-NPR85AN	2000	677×215×314	特殊車	産廃・特管	令和6年9月7日
10	冷蔵冷凍車	熊本800 せ 63-52	BKG-NMR85AN	2000	636×191×305	特殊車	一廃・特管	令和7年6月14日
11	パ ン	熊本100 せ 43-80	SKG-XZU710M	2000	652×218×286	貨物車	一廃・産廃・特管	令和7年3月16日
12	キャブオーバー	熊100 す 8-78	KR-NKR81LAR	2000	599×189×211	貨物車	一廃・産廃	令和6年12月17日

⑤ 受託した廃棄物の処理量(収集運搬と搬入先別搬入量)

産業廃棄物			令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月	
産業廃棄物等種類	搬入先	処理量(t)		
感染性産業廃棄物	九州産廃株式会社	381.11		
廃プラスチック類	九州産廃株式会社	14.247		
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	九州産廃株式会社	1.687		
廃酸・廃アルカリ	九州産廃株式会社	0.121		
金属くず	九州産廃株式会社	0.005		
廃プラスチック類	天草リサイクルセンター	0.310		
金属くず	天草リサイクルセンター	0.300		
木くず	天草リサイクルセンター	0.070		
機密文書	エコポート九州	0.570		
収集運搬量合計		398.42		

一般廃棄物			令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月	
一般廃棄物等種類	搬入先	処理量(t)		
可燃物	本渡地区清掃センター	2111.72		
可燃物	西天草クリーンセンター	1.99		
可燃物	牛深クリーンセンター	5.99		
不燃物	本渡地区清掃センター	198.71		
資源物	本渡地区清掃センター	112.85		
資源物	西天草クリーンセンター	0.83		
資源物	牛深クリーンセンター	2.03		
資源物(鉄屑)	小川特殊クレーン	0.42		
資源物(廃油)	都環境開発	1.956		
資源物(段ボール)	天草リサイクルセンター	0		
資源物(段ボール)	成和開発	445.133		
資源物(紙)	エコポート九州	0.5		
収集運搬量合計		2882.129		

中期環境経営目標

項目		単位	前年度実績 令和4年7月～令和5年6月	令和5年7月～令和6年6月 目標値 前年度実績より-1%	令和6年7月～令和7年6月 目標値 前年度目標値より-1%	令和7年7月～令和8年6月 目標値 前年度目標値より-1%
二酸化炭素 総排出量		kg-CO ₂	151,908	150,389	148,885	147,396
内 訳	電力使用量	kwh	16,826	16,658	16,491	16,326
	ガソリン 使用量	ℓ	145	144	142	141
	軽油使用量	ℓ	55,917	55,358	54,804	54,256
自社排出廃棄物		kg	379.5	376	372	368
総排水量		m ³	591	585	579	573
グリーン購入 (環境配慮商品)		品目 +10%	28	31	31	31
社会 貢献	美化・緑化 活動	—	毎日の会社周辺 清掃	毎日の会社周辺 清掃	毎日の会社周辺 清掃	毎日の会社周辺 清掃
	環境教育	—	学習会の開催 (2回)	学習会の開催 (2回)	学習会の開催 (2回)	学習会の開催 (2回)
	産業廃棄物 リサイクル率 向上	資源率 目標値 20%	資源率20%を目標に取り組む			

※小売電気業者の調整後CO₂排出係数0.462kg-CO₂/kwh(九州電力2023年度実績)を使用

環境経営目標に対しての実績

前年度実績を基準とする

(◎:100%以上 ○:80~100% △:70~40% ×:30~0%)

項目		単位	前年度実績 令和4年7月～令和5年6月	目標値 前年比-1%	実績 令和5年7月～令和6年6月	達成状況	評価
二酸化炭素 総排出量		kg-CO ₂	151,908	150,389	134,165	112%	◎
内 訳	電力使用量	kwh	16,826	16,658	15,764	106%	◎
	ガソリン 使用量	ℓ	145	144	95	152%	◎
	軽油使用量	ℓ	55,917	55,358	49,093	113%	◎
自社排出廃棄物		kg	379.5	376	315.3	119%	◎
総排水量		m ³	591	585	596	98%	○
グリーン購入 (環境配慮商品)		品目	28	31	28	91%	○
社 会 貢 献	美化・緑化 活動	—	毎日の会社周辺 清掃	毎日の会社周辺 清掃	毎日の会社周辺 清掃	—	◎
	環境教育	—	学習会の開催 (2回)	学習会の開催 (2回)	学習会の開催 (2回)	—	◎
	産業廃棄物 リサイクル率 向上	資源率 目標値 20%	19.8 %	20.0 %	19.6 %	98%	○

※小売電気業者の調整後CO₂排出係数0.462kg-CO₂/kwh(九州電力2023年度実績)を使用

環境活動計画及び判定

◎よく出来た

○出来た

△出来なかった

×全く出来なかった

取組目標		活動項目	担当者	判定	担当者	判定
①	電気使用量	・空調の適温化(冷房28℃程度、暖房20℃程度)を徹底している	森	○	松本	○
		・クールビズ、ウォームビズをして冷暖房の使用を控えている	森	◎	松本	◎
		・使用頻度の低いトイレ等の照明は、使用時のみ点灯している	森	◎	松本	◎
		・パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にしている	森	◎	松本	◎
		・夜間及び休日はパソコン、プリンター等の主電源を切っている	森	◎	松本	◎
		・ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している	森	◎	松本	◎
		・照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している	森	◎	松本	◎
②	化石燃料使用量	・収集運搬車両購入の際、排ガスのレベル及び燃費を考慮している	森係長	◎	-	-
		・最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車両への代替を進めている	森係長	○	-	-
		・作業時間や待機時間、走行距離の短縮化を図っている	森係長	◎	-	-
		・収集運搬取扱量の平準化を行っている	森係長	◎	-	-
		・運搬経路を選択する際に幅員、渋滞等の道路条件を考慮している	森係長	◎	-	-
		・排出事業者の状況や処理施設の状況を把握し、収集運搬計画を立てている	森係長	◎	-	-
		・廃棄物の種類、性状、排出量を把握し収集運搬機材の選出等を行っている	森係長	◎	-	-
		・エコドライブ等、運転方法の配慮を励行している	森係長	◎	-	-
		・タイヤの空気圧を定期的に確認点検し、適正値を保つように努めている	森係長	◎	-	-
		・排ガスや騒音のレベルを抑える為、適正な車両整備を行っている	森係長	◎	-	-
③	自社廃棄物	・使い捨て製品の使用や購入を抑制している	松下	◎	松本	○
		・リターナブル容器に入った製品を優先的に購入し使用している	松下	◎	松本	○
		・再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し使用している	松下	◎	松本	◎
		・詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品の長期利用を進めている	松下	◎	松本	◎
		・商品の購入時には簡易包装の物を優先的に購入している	松下	○	松本	○
		・OA機器等の故障時には可能な限り修理する事で長期使用に努めている	森	◎	松本	◎
		・会議用資料や事務手続き書類の簡素化に取り組んでいる	森	○	松本	○
		・会議資料等はペーパーレス化に取り組んでいる	森	△	松本	△
		・使用済用紙の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用する様に工夫している	森	◎	松本	◎
④	リサイクル率向上	・分別回収ボックスの適正配置等により、ゴミの分別を徹底している	森	◎	松本	◎
		・トナーカートリッジの回収ルートを確認し、リサイクルを図っている	森	◎	松本	◎
		・リサイクル製品の販売促進に積極的取り組んでいる	松下	○	松本	○
⑤	節水活動	・手洗い時及び、洗い物時においては日常的に節水を励行している	松下	○	松本	◎
		・社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車時に節水を励行している	森係長	○	-	-
		・トイレに節水コマを取り付ける等、トイレ用水を節約している	森	○	松本	○
⑥	グリーン購入	・環境ラベル認定等商品を優先的に購入している	松下	◎	松本	◎
		・再生素材から作られた製品を優先的に購入し使用している	松下	◎	松本	○
		・間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入し使用している	松下	○	松本	△
		・修理や部品交換が可能で再利用が容易な製品を優先的に購入し使用している	森係長	◎	松本	○
		・コピー用紙、コンピュータ用紙、伝票、事務用箋、パンフレット、トイレ用ペーパー名刺等の紙について再生紙または未利用繊維への転換を図っている	松下	○	松本	◎
⑦	社会貢献	・積極的に段ボールや新聞紙、雑誌の回収を行いリサイクル率向上に努めている	森係長	◎	-	-
		・会社周辺の清掃活動	森係長	◎	松本	○
		・自主管理基準(自社独自の収集運搬マニュアル)が守られている	森係長	◎	-	-
		・環境教育の為、自社学習会の開催を年間に4回以上開催している	森係長	△	-	-

環境活動への評価と次年度の重点取り組み項目

取組項目	評価	次年度の取組
電気使用量	前年比-1062kwh、-6.3%の使用量減となった。目標基準値に対しては-894kwh 目標達成率は106%となり目標達成出来ました。 本社は前年比-959kwh、-20%となった、一階の倉庫や休憩室の照明やエアコン 本社事務所の電気使用を見直し節約に努めた結果だと思います。 熊本支店は前年比-103kwh、-0.9%となりました。熊本支店事務所冷蔵庫を省エネ商品に替え、居住スペースのエアコンも省エネ商品に新しく替えたことが理由と考えられます。	引き続き、無理なく節度をもって電気使用の節約に努めます。 また、太陽光発電の導入蓄電池についても前向きに検討します。
化石燃料使用量	軽油使用量前年比-6,824ℓ、-12.2%の使用量減となりました。 目標基準値-6,265ℓ、目標達成率は113%となり達成できました。 目標達成となった要因として、車両を売却し昨年よりも台数が減少したこと、バックカーに代わり低燃費な箱車での収集を増やしていったことと思われます。 箱車での収集を導入した事により、収集コースの見直しも重なり相乗効果が現れまし 令和6年4月より処理費5円から15円に改定され値上げを実施しました。 お客様50軒ほど解約されましたので収集ルート見直しの結果、軽油使用量を大きく減らすことが出来ました。	引き続き収集コースの見直しと車両の選択を行い箱車で収集することにより、可燃、不燃、資源を一度に収集し、効率化を更に進めて行きます。 本年度4月から一般廃棄物処理費値上げにより、お客様との契約が大きく減りました。収集ルート見直しの結果、次年度は、年間通して使用量が減ります。 目標達成に向けて引き続きエコ運転を心がけていきます。
自社廃棄物	前年比-64.2kg、-16.9%の排出量減となりました。 目標基準値-60.7kg、目標達成率は119%となり達成できました。 要因として、介護用品や紙オムツの配達量の減少により、梱包材が廃棄物として排出されなくなりました。 裏紙使用の徹底、印刷を極力抑えパソコン共有画面の利用やメールにて確認し、ペーパーレスへの取り組みの結果と推測します。	引き続き、継続して取り組みます。 今期の結果を顧みて、廃棄物が発生しないように取り組んでいきます。
リサイクル率向上	廃棄物重量総合計は前年比-213t、-6.9%の減になり、資源物重量総合計は前年比-48t、-7.8%減となりました。 今年のリサイクル率は19.6%となり目標の20%にわずかに届きませんでした。 廃棄物の総重量と資源物の総重量が減っている中でのリサイクル率19.6%は目標達成とはなりませんでした。上々の結果が出せたと思います。	リサイクル率目標20%を目指して排出事業者へ事前仕分け協力をお願いをより一層、強化徹底していきます。
節水活動	前年比+5㎡、+0.8%の使用増となりました。 目標基準値に対して+11㎡、達成率98%となり目標達成できませんでした。 本社、前年比+11㎡、+3.4%の使用増となった要因としてコロナ禍の状況で衛生面の観点から洗車を更に小まめに徹底した事によるものと考えます。	昨今のコロナ禍の状況で当社は産業廃棄物処理業として衛生管理に重きをおいています。感染しない、感染させないを目標にもしていますので、これを更に徹底します。 会社での洗車でも節水に繋がる様に工夫し、取り組んでいきます。
グリーン購入	グリーン購入は、28品目でした。 目標基準値に対して-3、達成率91%となりました。 現状、思い当たる所の備品等は環境に配慮した商品を使用しています。	今後も再生素材使用製品を優先的に購入するよう努めていきたいと思います。
社会貢献	高齢者の為の個別収集の件数も増えてきています。 スムーズな対応が出来る様にと小型の箱車トラックも1台増やしました。 それに伴い、収集コースの見直し、収集車両が低燃費車に変わった事により化石燃料の使用量減に繋がる相乗効果も生まれました。	一人暮らしの高齢者の為の個別収集を増やしていきます。 不便さを補うことは元より高齢者の見守り要素からも高齢化社会への貢献の一環として取り組んで行きたい。 その上で更に小型車両の導入や人員配置にも取り組んでいきたいと思います。

環境関連法規等の遵守状況及び評価の結果、違反、訴訟の有無

1 環境関連法規等の遵守状況

適用法		条文	該当する条文の内容	遵守状況
廃棄物処理法	非常災害時における連携及び協力の確保	第四条の二	国、地方公共団体、事業者その他の関係者は第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担すると共に、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。	遵守
	清潔の保持等	第五条	土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。	遵守
		第五条第2項	土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し、若しくは管理する土地において他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められる物を発見した時は、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報する様に努めなければならない。	遵守
	一般廃棄物処理業許可	第七条	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。	遵守
	一般廃棄物処理業許可更新	第七条第2項	前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。	遵守
	一般廃棄物処理基準	第七条第13項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。	遵守
	一般廃棄物収集運搬業他人への委託禁止	第七条第14項	一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。	遵守
	一般廃棄物収集運搬業許可の変更	第七条の二	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとする時は、市町村長の許可を受けなければならない。	遵守
	一般廃棄物収集運搬業名義貸しの禁止	第七条の五	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者は、自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。	遵守
	マニフェストの返却	第十二条の三第3項	産業廃棄物の運搬を受託した者は、当該運搬を終了した時は、第一項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。	遵守
	マニフェストの保管 五年間	第十二条の三第9項	運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付した時は当該管理票を当該送付の日から第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けた時が当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。(五年間保存)	遵守
	マニフェスト虚偽交付の禁止	第十二条の四	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。	遵守
	産業廃棄物収集運搬許可	第十四条	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	遵守
	産業廃棄物収集運搬許可の更新	第十四条第2項	前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。	遵守
	産業廃棄物収集運搬処理基準	第十四条第12項	第1項又は、第6項の許可を受けた者は、産業廃棄物処理基準に従い産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。	遵守
	産業廃棄物処理業他人への委託の禁止	第十四条第16項	産業廃棄物収集運搬業者は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を産業廃棄物処理業者は産業廃棄物の処分をそれぞれ他人に委託してはならない。	遵守
	産業廃棄物処理業許可の変更	第十四条の二	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとする時は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	遵守

環境関連法規等の遵守状況 2

適用法		条文	該当する条文の内容	遵守状況
廃棄物処理法	産業廃棄物処理業 名義貸しのの禁止	第十四条 三の三	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は自己の名義をもって他人に 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。	遵守
	特別管理産業廃棄物 収集運搬の許可	第十四条の四	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする 区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	遵守
	特別管理産業廃棄物 収集運搬許可の更新	第十四条の四 第2項	前項の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を 勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過よってその効力を失う。	遵守
	特別管理産業廃棄物 収集運搬処理基準	第十四条の四 第12項	第1項又は、第6項の許可を受けた者は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。	遵守
	特別管理産業廃棄物処理業 他人への委託の禁止	第十四条の四 第16項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者は特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を 特別管理産業廃棄物処理者は特別管理産業廃棄物の処分をそれぞれ他人に委託してはならない。	遵守
	特別管理産業廃棄物処理業 許可の変更	第十四条の五	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の 収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとする時は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	遵守
	特別管理産業廃棄物処理業 名義貸しのの禁止	第十四条の七	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は自己の名義をもって他人に 特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。	遵守
P M 法	事業者の責務 自動車NOx・PM法	第四条	事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために 必要な措置を講ずるように努めるとともに、国又は、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による 大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。	遵守
温 対 法	事業者の責務	第五条	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるように 努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための 施策に協力しなければならない。	遵守
水 質	事業者の責務 水質汚濁防止法	第十四条の四	事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う 汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は 廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければならない。	遵守

環境関連法規の遵守状況について確認及び評価した結果、法規制からの逸脱は認められませんでした。

違反、訴訟等の有無について、過去に関係機関等からの違反についての指摘、訴訟等ありませんでした。

◆ 代表者による全体の評価と見直しの結果 ◆

人件費の上昇、燃料費の高騰、物価高でも一般廃棄物契約金額を値上げをせず企業努力でカバーしてきましたが、令和6年4月から一般廃棄物処理費が3倍になり、契約金額の見直しを行い、値上げを致しました。

50軒ほど解約されましたが、新たに収集ルートの見直しを行い、車両の選定を行った結果、軽油給油量が大幅に減りました。

ルート見直しや、作業の段取りにより残業時間も減り、隔週休2日も定着しました。

有休も各人月1回は、取れるようになり、身体を休め、リフレッシュして

交通事故を起こさないようになり、朝礼でも再度気を引き締めています。

若い職員も定着し、60歳を超えたベテランのパートさんも3人になり年代も幅広く活発な意見や積極的な仕事で活気が出てきました。

いずれは、全員週休2日に出来るよう進めていきたいと思っています。

	必要の有無	内 容
環境経営方針	なし	
環境経営目標及び環境経営計画	なし	
実施体制	なし	

令和6年8月30日
代表者 永野隆光